

# 会議名 令和8年度 第1回 小城市文化財保護審議会 議事録

報告者 文化課文化財保護係 主査 本村浩二

期 日 令和8年5月20日(水) 14:00～

場 所 小城市立歴史資料館 研修室

出席者 委員：藤口会長、竹下副会長、原田委員、安永委員、伊藤委員

事務局：大野教育長、田久保課長、本村副課長、太田係長、永田主査、本村

## 【開会挨拶】 大野教育長

今年度1回目の文化財保護審議会となります。委員の皆様にはお忙しい中、また暑い中、ご参加いただきましてありがとうございます。

新年度になり、教育委員会も若干人員の変更があります。南里市長は、スポーツと文化を市長部局でやりたいとの意向で、市の資源を積極的に発信していきたいと考えています。しかしこれまで教育委員会がやってきたことは今後も続けていかないといけない思っております。

昨年度は、皆様にご尽力いただき「砥川石工道具類」が、小城市重要文化財の指定になりました。また小城市重要文化財であった「圓通寺文書」、「小城祇園の山挽行事」が佐賀県重要文化財の指定を受けました。5月17日には佐賀県重要文化財の指定書を市長から各団体へ伝達を行ったあと、20名程度でウォーキングを行いました。小城市のなかには重要なもの、歴史的なものが多く残っています。市長も市内の歴史的資産を市内外の皆様知ってもらうことは良いことであるし、市内の子どもたちに誇りに思ってもらえるようにやっていきたい言っていた。

今年は千葉開府900年という節目の年になっていて、来年は中林梧竹生誕200年という節目が続きます。しっかりPRをしながら小城の歴史と伝統を受け継いでいけたらと考えています。

委員の皆様には忌憚のない意見をいただきながら、文化財行政について進めていきたいと考えています。今年度もよろしく願いいたします。

【事務局紹介】4月の人事異動に伴い、田中教育部長から池田教育部長へ交代となったことを報告

## 【会長挨拶】

「砥川石工道具類」の指定については、事務局には大変ご苦勞をいただきありがとうございます。4月に熊本へ石橋ツアーに行き、通潤橋などをはじめ国宝、県指定の文化財を見学してきました。「砥川石工道具類」の指定調書をみていたら、熊本の八代にも作品が確認されていると記述されている。見学の際にも石工の説明を受けた。「砥川石工道具類」の展示会準備作業についてはご苦勞さまでした。今年度もよろしく願いしたい。

## 【公開・非公開の可否】

傍聴人0人 議事1～3：公開 議事4・5非公開

⇒ 委員全員 了承

## 議題

### 1.) 令和7年度の文化財保護行政について(事業報告)【公開】

太田係長説明)

原田委員) 土生遺跡調査計画が5年から15年に延長になった理由は。国からの指示なのか、どういった経緯で延長になったのか。現地調査だけでなく、整理作業も含めて行うのか

⇒太田係長) 土生遺跡ではこれまでの調査成果を踏まえて報告書をまとめるようにと土生遺跡調査委員会の方でご意見をいただいた。現在、概要報告書までしかできていない調査地点もあり、そういった調査についてもしっかりとした報告書を作成するため国庫補助事業の中でまとめていく方針である。そういった未整理分の整理を行いつつ、報告書を刊行するには5年は難しいので、昨年度文化庁と協議を行い、15年計画と延長し、事業として進めることとなった。

藤口会長) 土生遺跡の過去の調査についても国庫補助事業で対応するのか。

⇒太田係長) 文化庁からは最終的に土生遺跡の調査と成果を説明するうえで必要であれば補助対象とすることは可能であるが、ただしっかりとした理由付けが必要と言われている。

⇒藤口会長) 過去の調査をすべて整理するとなると難しいのではないかな。

⇒太田係長) 現在、佐賀県の資料室に佐賀県が調査した調査図面などの資料が残っている。そういったものから、出土地点等や内容について確認していきたいと考えている。

⇒藤口会長) 今回の事業は小城市だけで行うのか。佐賀県と共同で実施したりしないのか。

⇒太田係長) 事業主体は小城市なので、小城市だけで行うことになる。

原田委員) 整理等は出土品の譲与申請を行ってから実施するのか。

⇒太田係長) 保存処理等が必要な遺物については譲与申請が必要と思う。現在土生遺跡の資料は佐賀県立博物館等にも収蔵しているものがあり、それについても確認していきたい。

⇒原田委員) 遺物が点在しているので所在が分からないものもあるのではないかな。

⇒太田係長) 過去の調査の分については、大部分は三日月町で保管していた。それ以外に点在しているものについては随時、確認していきたいと考えている。

原田委員) 高島忠平先生(佐賀女子短大名誉教授)が小城市重要文化財に指定した土偶を「力士像」として講演されたが、指定名称は「土偶」という形で指定していた。

⇒藤口会長) 高島先生の新説がでてから、なにか影響があったかな。

⇒太田係長) 現在、弥生時代の「力士像」としての類例がないので、議論となってはいない。

情報発信についてもNHKなどに依頼したが、取材をしてもらっていない。

⇒藤口会長) 九州国立博物館の埴輪展で、力士像がとりあげてあった。

⇒原田委員) 九博にもみてもらって見たらどうか。

原田委員) 文化庁調査官が指導に来たのは3月9日か。

⇒太田係長) 本来は、2月12日に開催した2回目の調査委員会に出席してもらおう予定であったが、調査官の日程が調整できないとのことだったため3月9日に調査指導のため来佐していただいた。

藤口会長) 文化庁調査官は委員ではないか。

太田係長) 補助金を出す側として適切に処理しているか、指導をもらっている。

## 2.) 令和8年度の文化財保護行政について(事業報告)【公開】

太田係長説明)

原田委員) 5月のウォーキングの参加者はどのくらいあったのか。

⇒太田係長) 歴テク!参加者は、第一部の指定書伝達は35名、文化財ウォーキングは20名の方が参加していただいた。

⇒藤口会長) 説明板の更新はどういった基準で行っているのか。

⇒太田係長) 旧町時代のもので外枠等が劣化や破損してしまっているものや文字が見えなくなって

しまっているものについて更新している。また画像等を使ってもう少しわかりやすくし、伝わりやすいようにしている。

⇒藤口会長) 新設・更新する説明板は指定文化財を対象としているのか

⇒太田係長) 小城市では屋根のない博物館構想を策定し、それに基づいて指定の有無にかかわらず説明板を設置している。旧町時代から標柱や説明板を建てているので指定文化財の比重が高くなっている。小城市には指定文化財以外にもいろいろな文化財があることを知ってもらうため設置している。

⇒藤口会長) 他市では旧町時代のものを更新していない。それに対して小城市はしっかり更新しているので大変良いことだと思う。

⇒原田委員) 小城市では「屋根のない博物館構想」を策定しているから、建て替えが可能なのだろう。そう考えると同構想は非常に有効。

### 3.) 佐賀県重要文化財の指定について (報告) 【公開】

令和8年4月28日付けで「圓通寺文書」が佐賀県重要文化財、「小城祇園の山挽行事」が佐賀県重要無形民俗文化財に指定となった。併せて市指定については県の指定日をもって解除となる。

藤口会長) 「小城祇園の山挽行事」は、地区に人がいなくて存続が大変ということだったが、県指定になったことで補助金などはでるのか。

⇒太田係長) 県指定になっても補助として施設に対してはあるが、活動に対しての補助はないので現状は変わらない。指定した佐賀県としても広報関係で参加者を募るなど協力をしたいとのことだ。

⇒藤口会長) 保存会の人のやる気は増したか。

⇒太田係長) メリットとしては県内での広報活動が広くできるようになる。また団体として県指定になる以前から、存続については危惧されていた。各地区地区で継承を進めていきたいという意見がある。横町の浮立についても保存会を立ち上げていくとのことだ。

⇒大野教育長) 子供たちを巻き込もうとしている。市指定から県指定になったことで頑張ろうと考えている気持ちは持たれている。横町でも廃れないように、改革をしていく良い機会になったと捉えられている。また下町の山鉾の製作は、難しいので、今後どうやって継承していくかとの課題をもたれている。

⇒太田係長) 下町では人がのる台は、本来竹を編んでつくるが、コンパネをつかって代用したいとの案は持たれている。山鉾自体の形を変えるわけではないので簡略しても、山鉾を継承していればとのことだった。指定に関わられた金子信二氏(佐賀県文化財保護審議会)も、まつりは時代時代でかわっていくものなので、その形を大きく変わらなければ、多少の変更はいたしかたないとのことだった。

⇒藤口会長) 山鉾製作の記録保存はどのようにしていくのか。

⇒太田係長) 下町区でも次代に継承していくために、口伝えだけでは限界があるので、現在は映像で残されている。

以上